一般社団法人 日本介護福祉経営人材教育協会 社員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本介護福祉経営人材教育協会定款第6条第2項で定める社員の入会金及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会金の額)

第2条 社員の入会金は、10万円とする。

(会費の額)

第3条 社員の会費は、議決権1個につき年20万円とする。

(会費の請求)

- 第4条 代表理事は、前条の会費について、前年度の 2 月末日までに社員に対して請求するものとする。
 - 2 代表理事は、新たに入社した社員の入会金及び初年度の会費を入社承認後速やかに請求するものとする。

(会費の納入)

- 第5条 社員は、前条第 1 項に基づく会費の請求を受けたのち、毎年度 4 月末日までに、 当法人が指定する口座に納入しなければならない。
 - 2 新たに入社した社員は、前条第2項に基づく請求を受けたのち、30日以内に、 当法人が指定する口座に納入しなければならない。

附則

1 この規程は、平成25年4月1日から実施する。